

会 議 次 第

日時:令和7年2月4日(火)午前10時

会場:美浦村役場 3階委員会室

- 1 任命書交付
(村長あいさつ)

第1回 美浦村特別職報酬審議会

- 1 委員紹介
- 2 審議会運営について
- 3 会長選出
(会長あいさつ)
- 4 諮 問
- 5 会長職務代理者の指定
- 6 審議事項

議題1 議長・副議長・議員の議員報酬月額について

議題2 答申書について

美浦村特別職報酬審議会委員名簿

(50 音順・敬称略)

氏 名	役 職 等
いし い とし き 石 井 俊 樹	学識経験者
いし かわ おさむ 石 川 修	学識経験者
おお たけ つね お 大 竹 常 雄	美浦村民生委員児童委員協議会会長
くり やま ひで き 栗 山 秀 樹	(株)まちづくり美浦 代表取締役
すず き ひで あき 鈴 木 秀 明	美浦村商工会 会長

事務局 美浦村役場 総務部総務課内

所在 美浦村受領 1515 番地(〒300-0492)

電話 029-885-0340 内線 212

所 属	職 名	氏 名
総務部	部長	吉 原 克 彦
総務部 総務課	課長	笹 倉 英 雄
	課長補佐	椎 名 浩 二

美総第 13 号
令和7年2月4日

美浦村特別職報酬審議会 会長 殿

美浦村長 中 島 栄

美浦村議会議員の報酬額について(諮問)

美浦村特別職報酬審議会条例第2条の規定に基づき、美浦村議会議員の議員報酬の改定について、貴審議会の意見を求めます。

諮問理由

現在の美浦村議会議員の議員報酬は、平成17年度に当時の社会情勢を鑑み、報酬額約5%削減の改定が行われ、現在に至っております。

全国的に議員のなり手不足の原因の一つが低額な議員報酬であるとし、茨城県町村議会議長会長より茨城県町村会長あてに議員報酬額の見直しの検討に関する要請がなされており、現在の議員報酬の額が適正な水準であるかについて、本審議会に諮問するものです。

○美浦村特別職報酬審議会条例

昭和43年2月1日

条例第2号

改正 平成19年3月14日条例第1号

平成20年9月19日条例第15号

平成27年3月25日条例第7号

(設置)

第1条 村長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、美浦村特別職報酬審議会（以下「審議会」という。）をおく。

(所掌事項)

第2条 村長は、議員報酬の額並びに村長、副村長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見をきくものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員5人をもって組織し、その委員は美浦村の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど村長が任命する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長をおき、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議及び会長が欠けたときの会議は、村長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関して必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年条例第 1 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 20 年 9 月 1 日より適用する。

附 則 (平成 27 年条例第 7 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 76 号) 附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、改正後の第 2 条の規定による美浦村特別職報酬審議会条例第 2 条の規定、第 3 条の規定による美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第 1 条、第 2 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定、第 5 条の規定による美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第 2 条第 1 項及び別表第 1 の規定は適用せず、改正前の第 2 条の規定による美浦村特別職報酬審議会条例第 2 条の規定、第 3 条の規定による美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第 1 条、第 2 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定、第 5 条に規定された美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第 2 条第 1 項及び別表第 1 の規定は、なおその効力を有する。

○美浦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和31年9月24日

条例第2号

改正 昭和34年3月13日条例第3号

昭和34年12月26日条例第8号

昭和35年12月23日条例第10号

昭和36年12月22日条例第11号

昭和38年3月11日条例第1号

昭和39年1月29日条例第1号

昭和40年2月27日条例第1号

昭和41年3月14日条例第3号

昭和42年3月20日条例第2号

昭和43年2月26日条例第7号

昭和43年5月1日条例第17号

昭和44年2月13日条例第1号

昭和45年2月25日条例第1号

昭和46年3月12日条例第1号

昭和47年2月1日条例第1号

昭和47年12月25日条例第17号

昭和48年12月20日条例第20号

昭和49年12月27日条例第22号

昭和50年3月31日条例第1号

昭和50年12月23日条例第18号

昭和52年1月31日条例第1号

昭和53年1月25日条例第1号

昭和54年3月1日条例第1号

昭和55年2月1日条例第1号

昭和56年1月27日条例第1号
昭和60年6月26日条例第5号
昭和63年1月29日条例第2号
平成2年9月10日条例第10号
平成3年1月24日条例第1号
平成3年3月18日条例第6号
平成5年9月21日条例第12号
平成8年12月27日条例第17号
平成10年1月20日条例第3号
平成12年3月17日条例第33号
平成13年9月12日条例第30号
平成14年9月13日条例第29号
平成15年3月11日条例第2号
平成17年6月20日条例第11号
平成18年2月9日条例第2号
平成19年3月14日条例第7号
平成20年9月19日条例第13号
令和5年6月23日条例第23号

(議員報酬)

第1条 議会の議長、副議長及び議員に支給する議員報酬は、別表のとおりとする。

第2条 議長及び副議長にはその選挙された日から、議員にはその職についた日からそれぞれ議員報酬を支給する。

第3条 議長、副議長及び議員がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

第3条の2 前2条の規定による議員報酬を支給する場合において、月の初日

から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割によって計算する。

(支給定日)

第3条の3 第2条及び第3条に規定する議員報酬の支給定日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日前においてその日にもっとも近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給定日とする。

(費用弁償)

第4条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。ただし、議長、副議長及び議員が会議のために招集され出席した場合は、1回につき700円の費用弁償を支給する。

2 前項本文の規定により支給する旅費の額は、別表に掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額に相当する額を支給する。

3 前項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第5条 期末手当の額並びにその支給条件、支給方法及び支給期日については、美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和43年美浦村条例第26号）の適用を受ける村長等の例による。ただし、支給制限及び一時差止めに関する規定についてはこの限りでない。

2 前項の規定による支給条件における在職期間は、議員が任期満了等により退職し、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなしてこれを通算する。

(規則への委任)

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。
- 2 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に支給する期末手当の額については、第4条の規定により算出した額に100分の90を乗じて得た額とする。

附 則（昭和34年条例第3号）

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則（昭和34年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和34年2月15日から適用する。

附 則（昭和35年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。

附 則（昭和36年条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和36年10月1日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和38年条例第1号）

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年1月1日から適用する。

附 則（昭和41年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年1月1日から適用する。

附 則（昭和42年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年1月1日から適用する。

附 則（昭和43年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年1月1日から適用する。

附 則（昭和43年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４４年条例第１号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和４４年１月１日から適用する。ただし、第５条の改正規定は、昭和４４年４月１日から施行する。

（給与の内払）

- 2 改正前の条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和４５年条例第１号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第４条第１項の改正規定は、昭和４５年４月１日から施行する。

- 2 改正後の条例別表の規定は、昭和４５年１月１日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正前の条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和４６年条例第１号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和４６年１月１日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和４７年条例第１号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和４７年１月１日から適用する。

- 2 改正前の条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和４７年条例第１７号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和47年12月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和48年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。

附 則（昭和49年条例第22号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、切替日から条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和50年条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、切替日から条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和50年条例第18号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、切替日から条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和52年条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。ただし、第4条の改正規定は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和53年条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。ただし、第4条の改正規定は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和 3 9 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 3 9 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 5 4 年条例第 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 5 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和 5 5 年条例第 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 5 4 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条の改正規定は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和 5 6 年条例第 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 5 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和 6 0 年条例第 5 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 6 0 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和 6 3 年条例第 2 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 6 2 年 9 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 2 年条例第 1 0 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年条例第 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の美浦村議会議

員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、平成2年4月1日から適用する。

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の美浦村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、この条例による改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

附 則（平成3年条例第6号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第12号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成8年条例第17号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（期末手当に関する特例措置）
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、平成10年3月に支給する期末手当の取扱いについては、一般職の職員の例による。

附 則（平成12年条例第33号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第30号）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第2号）

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年条例第１１号）

この条例は、平成１７年７月１日から施行する。

附 則（平成１８年条例第２号）

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年条例第７号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年条例第１３号）

この条例は、公布の日から施行し、平成２０年９月１日より適用する。

附 則（令和５年条例第２３号）

この条例は、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

別表（第１条関係）

区分	議員報酬月額	旅費の額 (相当する額)
議長	３２６，０００円	村長
副議長	２９６，０００円	副村長
議員	２８６，０００円	副村長

茨城県町村会長

中 島 栄 殿

要 請 書

〔議員報酬額見直しの検討に関する要請〕

茨城県町村議会議長会

議員報酬額見直しの検討に関する要請

全国町村議会議長会は、議員のなり手不足の原因の一つが低額な議員報酬であるとし、国に対し町村議会の報酬見直しへの環境整備を求めています。

もとより、見直しには、各町村議会が議会改革に取り組み、住民の理解と賛同を得ていくことが不可欠であると認識しておりますが、同時に、町村における環境を整備することも必要です。

つきましては、今後、各町村議会における議員報酬額の見直しに対して、下記の2点に留意し、検討されるよう要請します。

記

- 1 類似団体や近隣町村との比較のみにとらわれることなく、全国町村議会議長会が示した手法等を参考に議会が導き出した考え方や結論を十分尊重すること
- 2 特別職報酬等審議会の運営等について、次の事項に留意して意見を聴くこと
 - (1) 議会及び議員の活動内容を熟知している者を審議会委員として選任すること
 - (2) 審議の過程において、議会側が意見陳述できる機会を設けること
 - (3) 住民との対話や調査研究など議場外における議員としての日常活動を、議員報酬の対象となる議員活動として適切に評価すること
 - (4) 議会費の総額維持を目的として、議員報酬の増額に併せた安易な議員定数の削減を行わないこと

茨城県町村会長 中 島 栄 殿

令和6年10月8日

茨城県町村議会議長会長 樋 下 周一郎



消費者物価指数【総務省 2020 年基準 消費者物価指数参照】

現在の特別職の報酬等の額は、議員報酬が平成17年度に当時の社会情勢を鑑み、報酬額約5%削減の改定が行われ、現在に至っております。

全国的に議員のなり手不足の原因の一つが低額な議員報酬であるとし、茨城県町村議会議長会長より茨城県町村会長あてに議員報酬額の見直しの検討に関する要請がなされてます。他町村の報酬額の状況も踏まえまして、現在の議会議員の報酬額が適正な水準であるかについて、本審議会に諮問するものです。

◇議員報酬額見直しの検討に関する要請

要請書(写)添付 茨城県町村議会議長会

◇改正内容について

(令和6年度)(単位:円)

町村	議長	副議長	議員
A	354,000	318,000	310,000
B	343,000	300,000	275,000
C	335,000	293,000	268,000
D	450,000	408,000	387,000
E	350,000	330,000	310,000
阿見町	369,000	330,000	313,000
河内町	350,000	320,000	310,000
H	356,000	312,000	295,000
I	355,000	316,000	301,000
J	367,000	335,000	318,000
利根町	350,000	310,000	300,000
美浦村	326,000	296,000	286,000
平均	358,750	322,333	306,083

政務活動費

町村名	月額	交付対象
大洗町	10,000	議員
東海村	20,000	会派
河内町	5,000	議員
境町	5,000	議員
利根町	5,000	会派又議員

③平成17年美浦村議会議員報酬改定

美浦村	議長	副議長	議員
現行	326,000	296,000	286,000
改定前	344,000	312,000	302,000
引下げ額	△ 18,000	△ 16,000	△ 16,000
引下げ率	約 5%	約 5%	約 5%

案1 県内町村の平均

案2 改定前の金額に戻す

案3 近隣町の改定後の増加額(50,000 円)

改定前に戻し、物価指数等考慮し 5%上乗せ

案4 改定前の金額に戻し、5%上乗せ

案5 県南町村会(河内町・利根町)の平均

案6 県南町村会(河内町・利根町・阿見町)の平均

	改定額(円)			増加額(円)		
	議長	副議長	議員	議長	副議長	議員
現行	326,000	296,000	286,000	－	－	－
案1	358,000	322,000	306,000	32,000	26,000	20,000
案2	344,000	312,000	302,000	18,000	16,000	16,000
案3	376,000	346,000	336,000	50,000	50,000	50,000
案4	361,000	327,000	317,000	35,000	31,000	21,000
案5	350,000	315,000	305,000	24,000	19,000	19,000
案6	356,000	320,000	307,000	30,000	24,000	21,000

※千円未満切り捨て

◇改定時期について

- ・ 改定の実施時期は、この改定を実施するための条例の公布の日に属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)とすること
- ・ できる限り速やかに実施することが適当である。
- ・ 令和7月4月1日